

## 書評 八田達夫著 『消費税はやはりいらない』

著者	鶴田 廣巳
雑誌名	経済科学通信
巻	79
ページ	68-70
発行年	1995-07-10
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/5987">http://hdl.handle.net/10112/5987</a>

八田達夫著

## 『消費税はやはりいらぬ』

東洋経済新報社、1994年。税込1600円



本書は、そのタイトルから想像されるように、「所得税率を引き下げ、消費税率を引き上げていく」「消費税シフト」を基本スタンスとする近年流行の税制改革論に徹底して反論を加えるとともに、高齢化対策や不公平税制是正を行うためにはどのような税制改革が必要かを論じたものである。この課題にしたがって、第1部「消費税はいらぬ」では、前者が、第2部「消費税に代わるもの」で後者がとりあげられている。随所に著者らしいユニークな論点が展開されており、直接税中心主義ともいべき税制改革論には著者独特の展開が行われているが、評者自身にも首肯できる点が少なくない。これからの税制改革を論じていくうえで、欠かすことのできない著作のひとつであることは間違いない。

I

第1部は6つの章からなるが、ここでの中心テーマは「消費税シフト」論に根拠がないことを明らかにすることである。その点で、第2章および第5章が重要であろう。著者の主張が説得力をもつ理由のひとつは、厚生年金について生年ごとの生涯受給額と生涯保険料支払額を推計し、1946、47年生まれの者を境に、それ以前に生まれた高齢化時代の退職世代の生涯純受給（生涯受給額と生涯保険料支払額との差額）がプラスであるのに対し、それ以降に生まれた高齢化時代の現役世代がマイナスになることを推計したからであろう（20ページ）。所得税と保険料とを合計した財政負担と厚生年金の生涯受給とを比べると、その負担と受給の世代間格差は年金だけを考えた場合よりもさらに大きくなるという（29—

31 ページ)。高齢化時代の退職世代と現役世代とのこの利害対立を視野に入れるならば、高齢化対策とは、後者の負担を軽くするために、前者の負担を増やすことでなければならない。だとすれば、所得税減税・消費税増税の組み合わせは、まったく逆の効果をもたらすものである（著者はその理由を4点にわたって説明している。21-24ページ、参照）。要するに、「高齢化時代の前も途中も後も、資産所得税を含めた所得税中心でいくことが、高齢化時代の現役者の負担軽減のためには、最も確実であり有効な手段である」（27ページ）というのが、著者の結論である。

所得税主義はまた、所得分配の観点からも位置づけられている。政府税調などでの「消費税シフト」論の背景には、「所得平準化」論があったことはよく知られているが、この認識には根拠がない。わが国における所得と富の分布に関する研究はいずれも、少なくとも80年代に入ってから是不平等化が進行していることを指摘しているからである。このことをふまえたうえで、著者が、なぜ累進的な所得税が必要なのかを説明する根拠として提示している「運」「才能」「相続と運」はユニークな論点であり、興味深い（69-71ページ）。くわえて、今後の日本においては、一方では規制緩和と自由化が産業構造の変化を引き起こし、失業・雇用問題を深刻にするおそれがあり、他方では高齢化に伴う労働力不足が経済の停滞を招く可能性がある。累進所得税は、こうしたさまざまなリスクに対する保険機構だというわけである。

## II

第2部では、まず税制改革の全体像が論じられ、とくに資産所得税のあり方に焦点が当てられるとともに、その実効性を確保するための徴税行政の改善に言及された後、高齢化対策として3つの基本財源のありかが示され、同時に、著者独自の主張である「市場収益率方式の年金」への改革が説かれるという構成になっている。

詳しく内容を紹介する余裕はないので、全体像を中心にみておくと、著者の改革構想は、次のようなものである。(1)好況時に所得税減税を慎み、自然増収を国債償還に充てる、(2)各種の所得控除の整理などによって課税最低限を引き下げ、年収2千万円ま

でのサラリーマンの所得税増税を行う、同時に各種の所得控除を税額控除に切り替えて低所得者の負担の相対的軽減を図る、他方では配偶者控除・配偶者特別控除をできるだけ早く整理し、主婦のフルタイムの労働供給を促進する、(3)高額所得者に対する最高税率の水準を選挙により決定する、(4)最高税率の引き下げを行う場合には、高額所得者全体からの税収が減少しないように、株の譲渡益税の新設（現行の申告分離・源泉分離の選択方式は「みなし」譲渡益税にすぎない）・すべての譲渡益の死亡時課税・相続税の優遇の是正などと組み合わせられなければならない、(5)将来的には、納税者番号制度の導入により、資産所得に累進所得税を適用するとしても、とりあえずは、資産所得を資産のタイプに関係なく同一の税率で分離課税することが、改革の第一歩である。また、税理論的にはむしろ、資産所得は分離課税するほうが望ましい。

以上の税制改革とオーバーラップして、高齢化時代にむけての財源政策が明らかにされる。著者によれば、高齢化時代の退職者の資産に対して課税する資産所得税と相続税の拡充、100万円までの基本配偶者特別控除・配偶者控除の廃止（あるいは最低限、税額控除への切り替え）や専業主婦への一律の国民年金保険料の賦課などによる主婦の労働供給の促進、現在の中高年層に対する所得税・保険料の負担の引き上げの3つが今後の高齢化社会の基本財源である。この最後の年金改革に関わって提案されているのが、「市場収益率年金」であり、年金保険料を市場収益率に等しくしようというものである。

## III

本書の論点を余さずに紹介することは、限られた紙幅では不可能である。読者がぜひ本書を直接ひもといていただくよう期待したい。最後に、若干の疑問を提示して、しめくくりとしたい。

第1に、著者は所得税の課税最低限の引き下げを提案している。たとえば、「所得税自体の最低税率を20%にし、課税最低限が現行で4人家族ならば、年収320万円であるのを200万円程度までさげるべきであろう」（109-110ページ）との指摘があるが、著者の所得階層間の税負担率のあり方についてのイメージは必ずしも明確ではない。

第2に、第9章で展開されている生涯支出税ある

いは生涯所得税, 本源所得税, 概算所得税の諸概念には, 所得とは何かをめぐってなお立ち入って検討されるべき論点が残されているように思われる。

第3に, 市場収益率年金を導入した場合, 将来の保険料率は下がるが, 現在の保険料は大幅に上がる。退職金やボーナスを課税ベースに組み込み, 主婦の保険料負担を創設して, 保険料率は最終的に20%程度(208ページ)に引き上げられるとされるが,

94年水準に比べ40%近い増加となる。はたしてこれは実際的にも可能であろうか。

最後に, 法人税については本書は必ずしも正面から扱っていない。しかし, 「元来は譲渡益に対して課税すべきところを, 間接的に法人税で課税している」として, 譲渡益税を新設すれば, 法人税の税率を引き下げることができるとしているのは, 理解しにくい。

(鶴田廣巳 所員 関西大学)